

掲示用

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和元年5月29日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	松木茂盛
同	高野正晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成27年度 定期監査(中期・後期) (27監査第204号) 分

指摘事項		当初措置状況 (28年度)	平成29年度の措置状況	平成30年度の措置状況	担当課
第5 意見 (4) 行政財産の適切な管理について 《報告書10ページ》	支所や小中学校、その他出先機関等に勤務する職員、教員が自家用車で通勤する場合、多くの施設において敷地内を駐車場として使用させているが、行政財産の目的外使用に係る適切な手続きを経っていない事例が多数判明した。 地方自治法では、行政財産の目的外使用について、その用途、目的を妨げない範囲において許可することができることとされている。公務のために自家用車を使用するケースもあることから、駐車場の使用実態を詳細に調査の上、その使用目的や条件を明確にするとともに、使用料の徴収も含め、適切な使用許可に係る基準、規定を整備するなど、行政財産目的外使用に係る必要な手続きを確実にを行い、適切な財産管理に努められたい。	現在、市有施設を所管する全ての所属長(上下水道局等一部を除く。)宛てに現況等の照会を行い、使用実態について調査中。 今後、調査結果を踏まえ、適正な財産管理の在り方について、検討する予定。 (管財課)	使用料の徴収も含め、適切な使用許可に係る基準、規定を整備するため、駐車場の使用実態や行政財産の使用許可を実施するための課題を調査した。平成30年4月から行政財産目的外使用に係る必要な手続きを確実にを行い、適切な財産管理ができるよう3月初旬に手続き方法などを庁内への周知し、3月中に要綱を作成する予定。	出先機関等に勤務し、自家用車で勤務する職員の敷地内駐車場使用について、使用実態を調査し、適正な行政財産目的外使用とするため「長野市通勤用駐車場に係る行政財産の使用の許可等に関する要綱」を制定した。、30年4月1日から施行し、駐車場としての目的外使用として所定の手続きを行うよう周知するとともに、使用実態に応じた使用料を徴収している。	管財課